

## 新宿区立漱石山房記念館オリジナルグッズ作成業務委託仕様書（案）

### 1 件名

新宿区立漱石山房記念館オリジナルグッズ作成業務委託

### 2 履行期間

契約締結の翌日から令和3年1月6日（水）まで

### 3 履行場所

新宿区が指定する場所

### 4 業務内容

受託者は、新宿区立漱石山房記念館（以下「記念館」という。）の付加価値を高め、記念館の知名度を向上させ、来館者及びリピーターを確保するため、以下の各号に定める仕様により記念館オリジナルグッズ（以下「グッズ」という。）を作成する。

- (1) 記念館ミュージアムショップにおいて来館者を対象に販売するグッズのデザイン及び版下等を提出し、当該デザイン及び版下等に基づき作成したグッズを納品する。
- (2) 作成するグッズは、記念館の設置目的（夏目漱石終焉の地において、夏目漱石が晩年を過ごした旧居「漱石山房」を形あるものとして再現し公開するとともに、夏目漱石の作品や功績を広く発信していくことにより、地域の文化や歴史に対する区民の愛着と誇りを育み、もって地域文化の振興と発展に資すること）に沿ったものとし、記念館の雰囲気にあつたものとする。
- (3) 作成するグッズは、次にあげるものを除くこととする。
  - ・ 食品
  - ・ 現在記念館で販売している商品（別表）と同種、同形状、同材質のもの。
- (4) グッズの種類及び数量は以下の通りとする。

種類	2種類以上
数量	総数 1,000 個以上
- (5) グッズのデザインは、記念館または夏目漱石に関連するオリジナルのものとする。
- (6) 本事業の目的は、夏目漱石の人物や業績を顕彰・発信するものであり、コンセプト・デザイン等の検討にあたっては、十分配慮すること。
- (7) 作成にあたっては、著作権に係る処理を適正に行うこと。また、著作権使用料、画像等の使用料、申請に係る手数料等は全て受託者が負担するものとする。
- (8) 作成するグッズのデザイン、種類、数量等の詳細は、提案書の内容を基本として、受託者決定後に新宿区との協議により決定する。
- (9) 参考として、記念館の来館者アンケート（別紙）を参照すること。
- (10) デザインの参考とするため、文化観光課において記念館図録の貸し出しを行う。